

# 関西六大学準硬式野球連盟リーグ戦運営規則

## 第1章 総則

(総則)

第1条 関西六大学準硬式野球連盟（以下「本連盟」という）が創立以来組織を堅持し、発展して来たことは、本連盟構成員の連盟運営に関する情熱と努力によるものであることをふまえ、リーグ戦を通じてフェアプレー精神を体得し、人格形成に役立つことを念願する。

2. 試合のスピード化については、本連盟における重要課題と認識し、全日本軟式野球連盟が発行している「競技者必携」中の「スピード化に関する事項」を準用する。

(目的)

第2条 この規則は、本連盟規約第27条の規定に基づき、規約第2条第2号に規定するリーグ戦の運営に関する事項を定める。

(1) 春季および秋季の二季に本連盟規約第4条第2項に規定する加盟大学によるリーグ戦を行う。

(2) 本連盟および大学準硬式野球の向上と健全な発展を図るために必要と認めた事項を行う。

## 第2章 リーグ戦

(実施計画)

第3条 委員長は委員会を招集し、リーグ戦実施に対処するため、委員の業務分担を取り決め、試合球場、審判員の手配を行い、リーグ戦の日程を作成して、リーグ戦の前に開催される理事会に提出しなければならない。

(登録)

第4条 登録は、春季および秋季リーグ戦ごとに行うこととし、加盟大学は、リーグ戦開始日の30日前までに監督、コーチならびに部長、主務およびマネージャーの登録書を委員長に提出しなければならない。

2. 背番号について以下のとおり定める。

(1) パンフレットは選手登録基本台帳であり、背番号（1番～99番）は、極力パンフレットに記載するものとする。

(2) 登録した背番号は、当該季中は変更できず、背番号相違選手は出場できない。但し、登録抹消された選手の背番号を学生委員長に届け出、予め承認を得たときは、この限りではない。

(3) 監督は30番、コーチは26番から29番を使用する。当該季中、選手から学生コーチへの変更は認められるが、学生コーチから選手への変更は認められない。

(4) 上記に該当する場合、「登録選手の変更・抹消・追加登録届」を提出する。

3. 登録できる選手は、加盟大学に在籍する1回生から4回生までの学生で、留年した時は、回数を更新したものとして取り扱う。中途入学した学生についてもこれに準じて取り扱う。

4. 第1項の規定にかかわらず、新たに入学した1回生については追加登録を認める。

5. 春季リーグ戦終了の後、関西地区大学準硬式野球連盟（以下「関西学連」という）主催の大会および全日本連盟主催の大会に出場するための選手の追加登録は認めることとし、その期限は関西学連の定めるところによる。

(試合出場者)

第5条 試合に出場するためベンチ(ダッグアウト)に入ることができる者は、登録された者のうち、次の者に限る。

(1) 各加盟大学(以下「大学」という)の正式なユニフォームを着用した監督、コーチ2名以内および選手25名以内

(2) 部長およびマネージャー(スコアラー)2名以内。尚、大学から副部長(実例:副顧問)として任命されている者も、部長の代理としてベンチ入りできる(但し、いずれか1名に限る)。

この場合は、リーグ戦パンフレットの各校メンバー表の右上部の部長欄の下に副部長として氏名を記載しておくものとする。

2. 試合中グラウンド内に立ち入りできる選手は、次のとおりとする。(1チームサイドの基準)

(1) プレーを行っている選手

(2) ネクストバッターサークル内の次打者

(3) コーチスボックス内のランナーコーチ

(4) ウォーミングアップとしてキャッチボールを行う選手4名以内(ブルペン練習を含む)

(5) ボールボーイ3名およびバット等を引く選手

(6) 上記以外に、8回以降は、次の試合の投手、捕手の2名が優先的にブルペンを使用できる。

3. 選手交代をする場合は、監督、コーチ、または主将が球審に告げなければならない。併せて打撃順位を明示しなければならない。

(審判員)

第6条 審判員は、近畿軟式野球連盟に所属する下記協会または連盟の審判員に委嘱する。

(1) 京都野球協会

(2) 大阪府軟式野球連盟

(3) 神戸軟式野球協会

2. 前項に規定する者のほか、下記審判員を選任できる。

(1) 大学ごとに選手のうちから、5名以上の者

(2) 大学の会員のうちから、3名以上の者

(試合数)

第7条 試合数は、それぞれのリーグ戦において、大学ごとに2試合の総当たりで、30試合とする。

(試合の成立)

第8条 9回裏終了時点で勝敗の決まらないとき、試合開始後2時間15分に達していない場合は、回数を延長することとし、試合開始後2時間15分を経過したときの回をもって終了とする。

9回裏終了時点で、試合開始後2時間15分を経過している場合は、引き分けとする。

2. 試合が暗黒、落雷および降雨などにより、5回以降で完了して試合中止が宣せられたときは、コールドゲームとし、正試合とする。主審がコールドゲームを宣告した時、その回の表裏が終了していない場合は、両チームが完了した最終均等回(その前の回)の総得点で勝敗を決する。

3. 前項の規定において、試合が5回を終了することができなかつたときは、再試合を行う。

4. 5回で10点差、7回で7点差が付いた場合はコールドゲームとし、正試合とする。

(理事の観戦)

第9条 理事は極力リーグ戦を観戦し、実態把握に努めるものとする。併せて、試合ごとに、対戦するチームの一方の理事は、当該試合を観戦し、観戦記を記載して提出しなければならない。

当該担当理事（以下「観戦理事」という）は、各校理事間の協議において決定する。

ただし、爾後、止むを得ない事情のあるときは、同じ大学の理事と交替することができる。

(優勝)

第10条 リーグ戦終了時において、大学ごとに勝数1に対して2ポイント、引き分け1に対して1ポイントの割合でポイント数を算出し、最も多いポイント数を取得した大学を第1位とし優勝校とする。ただし、第1位の大学が2校以上になったときは、次の方法で優勝校を決定する。

(1) 第1位の大学が2校になったときは、優勝決定戦を行い、優勝校を決定する。

(2) 第1位の大学が3校になったときは、総当たりの優勝決定戦を行い、最初に2勝した大学を優勝校とする。

(3) 第1位の大学が4校になったときは、トーナメント方式により優勝決定戦を行い、その勝者を優勝校とする。

2. 第2位グループ以下において同順位となった場合の順位は以下によって決定する。

(1) 春季リーグ戦においては、関西選手権予選への出場枠に関係する学校内で、順位決定戦を行う。関西選手権予選への出場枠に関係ない学校で同順位の場合は、同順位校との直接対決の勝数で決し、次に得失点の差で決する。尚決着がつかない場合は前季成績による。

(2) 秋季リーグ戦においては、順位決定戦を行わず、同順位校との直接対決の勝数で決し、次に得失点の差で決する。尚決着がつかない場合は前季成績による。

### 第3章 リーグ戦運営の秩序と規律

(秩序と規律)

第11条 監督、コーチおよび選手は、本連盟規約、本連盟リーグ戦運営規則および内規・細則等の定めを遵守し、リーグ戦運営の秩序と規律を保持するため、次の事項を厳守しなければならない。

(1) 審判員の判定に従うこと。

(2) 野球規則上の提議については、監督、コーチまたは主将が行うこと。

(3) 試合相手校の選手、審判員に対する野次は禁止する。

(4) 試合相手校の選手、審判員に対して、球場の内外を問わず暴力行為をしてはならない。

(5) 味方選手の失策または自己の稚拙なプレーに対して、自虐的な見苦しい態度を示してはならない。

(6) 試合当日は、球場内およびその周辺で酒類を飲用してはならない。

(7) 球場内において、およびユニフォーム姿で喫煙してはならない。

(8) 著しく品位を阻害する服装等を着用してはならない。

(9) その他、本連盟の名誉を傷つける行為をしてはならない。

### 第4章 表彰

(優勝校表彰)

第12条 第10条に規定する優勝校を表彰し、優勝旗を授与する。

(選手表彰)

第13条 リーグ戦において成績が優秀であった選手を別に定める「関西六大学準硬式野球連盟、リーグ戦表彰規定」に基づき表彰する。

(優勝旗の保管と管理)

第14条 第12条の規定により授与された優勝旗は、次のリーグ戦開始時まで、優勝校が責任を持って保管し、当該リーグ戦開始時に返還された優勝旗は、委員会が管理する。

## 第5章 懲戒

(懲戒)

第15条 リーグ戦開催中、監督、コーチおよび選手に次に掲げる言動があったときは、観戦理事または委員長は、その事態を理事長に報告し、必要と認められたときは、懲戒処分を行う。

(1) 試合相手校の選手に対して、悪質な野次・暴言を頻発し、審判員、委員または観戦理事の指示に従わないとき

(2) 審判員の判定に対して、暴言を吐いたとき

(3) 悪質な競技妨害行為を行ったと審判員に判定されたとき

(4) 投手が故意に危険球を投げたと審判員に判定されたとき

(5) 試合相手校の監督、コーチ、選手または審判員に対して、球場の内外を問わず暴力行為をしたとき

(6) 試合当日に球場およびその周辺で酒類を飲用し、または酒気を帯びて球場内に入ったとき

(7) その他、本連盟の名誉を傷つける行為をしたとき

(懲戒処分)

第16条 懲戒処分は次のとおりとする。

(1) 譴責

(2) 出場停止

(3) 登録抹消

(4) 永久追放

(懲戒処分の適用)

第17条 前条各号に規定する懲戒処分の運用については、理事会において、事態発生時の観戦理事、委員長および審判委員の意見を聴取して決定することとし、緊急を要するときは、理事長は緊急理事会を招集することができる。

2. 第16条、第1号および第2号に規定する懲戒処分を適用された者は、理事長に始末書を提出しなければならない。

(野球規則)

第 18 条 野球規則は「公認野球規則」を適用する。

(新制度採用)

第 19 条 2018 年（平成 30 年）度秋季リーグ戦より下記の新制度を採用する。

(1) DH 制

運用は「2018 公認野球規則 5.11 指名打者」の規定を準用する。

(2) 申告敬遠制

監督、コーチ、または主将が球審に敬遠の意思を伝えると、投球せずに打者を一塁に歩かせることができる。カウントの途中でも申告でき、従来通りにボール球を 4 球投げて敬遠することも可能。申告敬遠した際の未投球の球数はカウントされない。

(準用規定)

第 20 条 本規則に定めない事項については、「関西学連大会規定」を準用する。

(本規則の改定)

第 21 条 本規則の改定は、過半数の同意によって成立する。（同数の場合は議長決裁）

附則

この規則の効力発生は平成 30 年 9 月 1 日からとする。

平成 9 年 5 月 30 日制定実施

平成 30 年 9 月 1 日改定実施

平成 30 年 11 月 29 日改定実施